

# 消費の技術基準(規則第51条～第56条の4)一覽

(見直しのポイント)

火薬類の取扱い(規則第51条関係)

項	消費場所においてする火薬類取扱いの技術基準項目	対象物	消費の種類					技術基準の目的						現行の性能規定化状況 ①	見直しの方向性				
			発破	コンクリート破砕器	建設用びょう打ち銃用空包	発信器	煙火	火薬類の消費時等の被害抑制策	火災		その他				性能規定化 ②	明確化		整理統合	
									発火防止	延焼防止	盗難防止	火薬類等の管理	その他(関係者の危害予防等)			技術基準の趣旨の明確化 イ	規制対象の明確化 ロ		
1項	消費場所において火薬類を取り扱う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。	消費場所																	
一	火薬類を収納する容器の構造	消費場所	○	○	-	-	-		○		○				×	-	-	-	-
二	火薬類を存置し、又は運搬するときは、種類に応じ異った容器に収納	消費場所	○	-	-	-	-		○	○					×	-	-	-	-
三	火薬類を運搬するときの措置	消費場所	○	-	-	-	-		○						○	-	-	-	-
三の二	移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を運搬する場合の措置	消費場所	○	-	-	-	-		○						×	-	-	-	○
四	電気雷管を運搬時の措置	消費場所	○	○	-	-	-		○						○	-	-	-	-
五	火薬類の使用前検査	消費場所	○	-	-	-	-		○				○		×	-	-	-	-
六	凍結したダイナマイト等の融解方法	消費場所	○	-	-	-	-		○				○		×	○	-	-	-
七	固化したダイナマイト等は、もみほぐすこと。	消費場所	○	-	-	-	-		○				○		×	-	-	-	-
八	使用に適しない火薬類は、その旨を明記したうえで、火薬庫等に返送する	消費場所	○	-	-	-	-					○	○		×	-	-	-	-
九	導火線の取扱い方法	消費場所	○	-	-	-	-						○		×	-	○	-	-
十	電気雷管は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。	消費場所	○	○	-	-	-		○				○		×	○	○	-	-
十一	落雷の危険時における措置	消費場所	○	-	-	-	-		○	○			○		○	-	-	-	-
十二	1日に消費場所に持ち込むことのできる火薬類の数量制限と持ち込み方法	消費場所	○	-	-	-	-				○	○	○		×	-	-	-	-
十三	火薬類取扱所、火工所又は発破場所以外での火薬類存置禁止	消費場所	○	-	-	-	-				○	○			×	-	-	-	-
十四	消費作業終了後の消費場所での火薬類存置禁止	消費場所	○	○	○	-	○				○				×	-	-	-	-
十五	火薬類消費計画書記載の者が他の者と容易に識別できる措置	消費場所	○	-	-	-	-				○				○	-	-	-	-
十六	前号に規定する措置をしている者以外の者は、火薬類の取扱い禁止	消費場所	○	-	-	-	-				○		○		×	-	-	-	-
十七	喫煙又は火気の使用禁止	消費場所	○	○	○	○	○		○						×	-	-	-	-
十八	盗難予防に留意	消費場所	○	○	○	○	○				○				×	-	-	-	-



# 消費の技術基準(規則第51条～第56条の4)一覧

(見直しのポイント)

火工所(規則第52条の2関係)

項	消費場所においてする火薬類取扱いの技術基準項目	対象物	消費の種類						技術基準の目的						① 現行の性能規定化状況	見直しの方向性				
			発破						火災			その他				② 性能規定化	明確化		整理統合	
			導火線発破	ガス導管発破	導火管発破	電気発破	坑道式発破	構造物解体用発破	構造物解体用発破	火薬類の消費時等の被害抑制策	発火防止	延焼防止	盗難防止	火薬類等の管理			その他(関係者の危害予防等)	イ 技術基準の趣旨の明確化		ロ 規制対象の明確化
1項	火工所の設置義務	火工所	○	○	○	○	○	○	○					○	○					
2項	1日の火薬類消費見込量が少ない場合の特例(火工所での火薬類の管理等)	火工所	○	○	○	○	○	○	○				○			×	—	—	—	—
3項	火薬類取扱所の規定の準用	火工所	○	○	○	○	○	○	○											
一	火工所は建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設けること。	火工所	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	×	—	—	—	—
二	火工所の建物の有無に応じた措置	火工所	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	—	—	—	—
三	火工所に火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。	火工所	○	○	○	○	○	○	○				○			×	○	○	—	—
四	火工所の建物内を照明する設備を設ける場合の措置	火工所	○	○	○	○	○	○	○		○				○	×	○	—	—	○
五	火工所の周囲における警戒札の設置	火工所	○	○	○	○	○	○	○		○		○		○	×	×	○	—	○
六	火工所における薬包に雷管を取り付ける作業以外の禁止	火工所	○	○	○	○	○	○	○		○				○	×	—	—	—	—
七	薬包に雷管を取り付けるために必要な火薬類以外の火工所への持ち込み禁止	火工所	○	○	○	○	○	○	○					○	○	×	—	—	—	—

【第53条～第53条の4】現行どおり

## 消費の技術基準(規則第51条～第56条の4)一覧 (見直しのポイント)

### 電気発破(規則第54条関係)

項	消費場所においてする火薬類取扱いの技術基準項目	対象物	消費の種類					技術基準の目的						現行の性能規定化状況 ①	見直しの方向性				
			発破					火災			その他				性能規定化 ②	明確化		整理統合	
			導火管発破	電気発破	坑道式発破	構造物解体用発破	コンクリート破砕器	火薬類の消費時等の被害抑制策	発火防止	延焼防止	盗難防止	火薬類等の管理	その他(危害予防等)			技術基準の趣旨の明確化 イ	規制対象の明確化 ロ		
1項	電気発破を行う場合には、第53条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。【準:コン破】																		
一	発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には、電気発破をしないこと。ただし、安全な方法により行なう場合には、この限りでない。	発破場所	○	○	○	○	○	○						○					
二	電気発破器及び乾電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。	発破器	○	○	○	○	○						○						
三	発破母線は、600Vゴム絶縁電線以上の絶縁効力のあるもので機械的に強力なものであつて30m以上のものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。	発破母線	○	○	○	○	○							○					
四	発破母線の取扱い(短絡を防ぐための措置)	発破母線	○	○	○	○	○							○					
五	発破母線を敷設する場合の措置	発破母線	○	○	○	○	○							○					
六	多数斉発に際しての措置	消費場所	○	○	○	○	○							○					
七	動力線又は電灯線を電源にする場合の措置	電源	○	○	○	○	○							○					
八	電気発破器の点火スイッチの管理	発破器	○	○	○	○	○							○					
九	電流回路の点火前導通(抵抗)試験	発破回路	○	○	○	○	○							○					

【第54条の2】現行どおり

# 消費の技術基準(規則第51条～第56条の4)一覧

(見直しのポイント)

構造物解体用発破(規則第54条の3関係)

項	消費場所においてする火薬類取扱いの技術基準項目	対象物	消費の種類					技術基準の目的						現行の性能規定化状況 ①	見直しの方向性				
			発破					火災			その他				性能規定化 ②	明確化		整理統合	
			導火管発破	電気発破	坑道式発破	構造物解体用発破	コンクリート破砕器	火薬類の消費時等の被害抑制策	発火防止	延焼防止	盗難防止	火薬類等の管理	その他(危害予防等)			技術基準の趣旨の明確化 イ	規制対象の明確化 ロ		
1項	構造物解体用発破を行う場合には、第53条及び第53条の3から第54条までの規定のほか、次の規定を守らなければならない。	消費場所	-	-	-	○	-	○					○	×	-	○	-	-	
一	構造物解体用発破の計画を設定に際しての調査・検討	発破計画	-	-	-	○	-	○					○	×	-	-	-	-	
二	構造物解体用発破の計画の設定者及びその実施者	発破計画	-	-	-	○	-	○					○	×	-	-	-	-	
三	構造物解体用発破の計画の決定に際しての試験発破の実施	試験発破	-	-	-	○	-	○					○	×	-	○	○	-	
四	構造物解体用発破は、前3号の規定により定めた計画に従って実施すること。	発破場所	-	-	-	○	-	○					○	×	-	-	-	-	
五	構造物の地上部分の発破のため火薬類の装てんを開始する前に、飛散物の防護措置を講ずること。	発破場所	-	-	-	○	-	○					○	○	-	-	-	-	
六	火薬類の装てんを開始から発破終了までの関係者以外の立ち入り禁止	発破場所	-	-	-	○	-	○					○	×	-	-	-	-	
七	火薬類は発破孔に密に装てんし、かつ、必要に応じ吸湿のおそれがないような措置を講ずること。	消費場所	-	-	-	○	-	○					○	○	-	○	-	-	
八	構造物内のガス導管、導火管又は電流回路の損傷防止措置	消費場所	-	-	-	○	-	○					○	○	-	-	-	-	
九	発破母線への結線開始後から点火までの措置	消費場所	-	-	-	○	-	○					○	×	-	-	-	-	
十	構造物の地上部分を電気発破により解体するときの措置	発破母線	-	-	-	○	-	○					○	×	-	○	-	-	
十一	点火により、装てんした火薬類が完全に爆発したことを確認するための措置	発破場所	-	-	-	○	-	○					○	×	-	-	-	-	
十二	構造物解体用発破の点火及び前号に規定する崩壊状況の観測は、安全な位置で行うこと。	発破場所	-	-	-	○	-	○					○	×	-	-	-	-	

## 消費の技術基準(規則第51条～第56条の4)一覽 (見直しのポイント)

### 不発(規則第55条関係)

項	消費場所においてする火薬類取扱いの技術基準項目	対象物	消費の種類							技術基準の目的						現行の性能規定化状況 ①	見直しの方向性				
			発破							火災			その他				性能規定化 ②	明確化		整理統合	
			導火線発破	ガス導管発破	導火管発破	電気発破	坑道式発破	構造物解体用発破	コンクリート破砕器	火薬類の消費時等の被害抑制策	発火防止	延焼防止	盗難防止	火薬類等の管理	その他(危害予防等)			技術基準の趣旨の明確化 イ	規制対象の明確化 ロ		
1項	装てんされた火薬類が点火後爆発しないとき又はその確認が困難であるときは、当該作業者は、次の各号の規定を守らなければならない。【準:コン破】																				
一	ガス導管発破の場合には、ガス導管内の爆発性ガスを不活性ガスで完全に置換し、かつ、再点火ができないように措置を講ずること。	ガス導管	-	○	-	-	-	-	○		○				○	○	-	-	-	-	
二	電気雷管によつた場合には、発破母線を点火器から取り外し、その端を短絡させておき、かつ、再点火ができないように措置を講ずること。	発破母線	○	-	○	○	○	○	○		○				○	○	-	-	-	-	
三	ガス導管発破の場合には、第1号、電気雷管(半導体集積回路を組み込んだものを除く。)によつた場合には、前号の措置を講じた後5分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によつた場合には、前号の措置を講じた後10分以上、その他の場合には、点火後15分以上を経過した後でなければ火薬類装てん筒所に接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。	発破場所	○	○	○	○	○	○	○						○	×	-	○	-	-	
2項	不発の装薬がある場合には、当該作業員立会の下で次の各号の規定の一を守らなければならない。	発破場所	○	○	○	○	○	○	-						○	×	-	-	-	-	
一	不発の発破孔から0.6m以上(手掘の場合にあつては0.3m以上)の間隔を置いて平行にせん孔して発破を行い、不発火薬類を回収すること。	発破場所	○	○	○	○	○	○	-						○	×	-	-	-	-	
二	不発の発破孔からゴムホース等による水流で込物及び火薬類を流し出し、不発火薬類を回収すること。	発破場所	○	○	○	○	○	○	-						○	×	-	-	-	-	
三	不発の発破孔からゴムホース等による水流若しくは圧縮空気で込物を流し出し、又は工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管に達しないように少しずつ静かに込物の大部分を掘り出した後、新たに薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを装てんし、再点火すること。	発破場所	○	○	○	○	○	○	-						○	×	-	-	-	-	
四	前3号の措置により不発火薬類を回収することができない場合においては、不発火薬類が存在する虞のある場所に適当な標示をし、かつ、直ちに責任者に報告してその指示を受けること。	発破場所	○	○	○	○	○	○	-						○	×	-	-	-	-	

### 発破終了後の措置(規則第56条関係)

	発破を終了したときは、当該作業員は、発破による有害ガスによる危険が除去された後、天盤、側壁その他の岩盤、コンクリート構造物等についての危険の有無を検査し、安全と認められた後(坑道式発破にあつては、発破後30分を経過して安全と認められた後)でなければ、何人も発破場所及びその附近に立入らせてはならない。【準:コン破】		○	○	○	○	○	○	○	○					○	×	-	○	-	-
--	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---

# 消費の技術基準(規則第51条～第56条の4)一覧

(見直しのポイント)

## コンクリート破砕器の消費(規則第56条の2関係)

項	消費場所においてする火薬類取扱いの技術基準項目	対象物	消費の種類				技術基準の目的						現行の性能規定化状況 ①	見直しの方向性				
			発破				火災			その他				性能規定化 ②	明確化		整理統合	
			導火管発破	電気発破	坑道式発破	構造物解体用発破	火薬類の消費時等の被害抑制策	発火防止	延焼防止	盗難防止	火薬類等の管理	その他(危害予防等)			技術基準の趣旨の明確化 イ	規制対象の明確化 ロ		
1項	コンクリート破砕器を取り扱う場合には、第51条第1号、第4号、第10号、第14号、第17号及び第18号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。	消費場所	-	-	-	○												
一	コンクリート破砕器を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。	運搬	-	-	-	○	○						○	-	-	-	-	
二	コンクリート破砕器は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該コンクリート破砕器を使用しないこと。	破砕器	-	-	-	○						○	×	-	-	-	-	
三	使用に適さないコンクリート破砕器の措置	破砕器	-	-	-	○				○	○	○	×	-	-	-	-	
四	落雷の危険がある場合の措置	発破場所	-	-	-	○	○					○	○	-	-	-	-	
五	1日に消費場所に持ち込むことのできるコンクリート破砕器の数量制限と持ち込み方法	発破場所	-	-	-	○				○	○	○	×	-	-	-	-	
六	火工所又は破砕場所以外の場所にコンクリート破砕器を存置しないこと。	発破場所	-	-	-	○				○	○	○	×	-	-	-	-	
2項	火工所の設置	火工所	-	-	-	○				○	○	○	×	-	-	-	-	
3項	前項の火工所は、一の消費場所について1箇所とする。	火工所	-	-	-	○				○	○		×	-	-	-	-	
4項	第2項の火工所は、第52条第3項第5号、第8号から第10号まで、第12号及び第13号の規定を準用するほか、次の各号の規定によらなければならない。	火工所	-	-	-	○							×	-	-	-	-	
一	火工所は、建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設けること。	火工所	-	-	-	○	○	○				○	×	-	-	-	-	
二	火工所は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。	火工所	-	-	-	○		○				○	○	-	-	-	-	
三	火工所にコンクリート破砕器を存置する場合には、見張人を常時配置すること。	火工所	-	-	-	○				○			×	-	-	-	-	
四	火工所の周囲における警戒札の設置	火工所	-	-	-	○		○		○		○	×	-	-	-	○	
五	火工所に存置することのできるコンクリート破砕器の数量制限	火工所	-	-	-	○				○	○		×	-	-	-	-	
5項	破砕を行なう場合には、第53条第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第16号並びに第54条各号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。	発破場所	-	-	-	○							×	-	-	-	-	
一	薬筒に点火具を取り付ける作業場所の制限	火工所	-	-	-	○				○	○	○	×	-	-	-	-	
二	コンクリート破砕器を装てんする場合の措置	発破場所	-	-	-	○		○				○	×	-	-	-	-	
三	装てんが終了し、コンクリート破砕器が残った場合の措置	火工所	-	-	-	○				○	○	○	×	-	-	-	-	
6項	点火後発火しないとき若しくはその確認が困難であるとき又は破砕を終了したときの措置については、第55条第1項及び第56条の規定を準用する。	発破場所	-	-	-	○						○	×	-	-	-	-	

【第56条の3～第56条の3の3】現行どおり

# 消費の技術基準(規則第51条～第56条の4)一覽

(見直しのポイント)

## 煙火の消費(規則第56条の4関係)

項	消費場所においてする火薬類取扱いの技術基準項目	対象物	消費の種類		技術基準の目的						現行の性能規定化状況 ①	見直しの方向性						
			煙火	手筒煙火	火災			その他				性能規定化 ②	明確化		整理統合			
					火薬類の消費時等の被害抑制策	発火防止	延焼防止	盗難防止	火薬類等の管理	その他(関係者の危害予防等)			技術基準の趣旨の明確化 イ	規制対象の明確化 ロ				
1項	消費場所において煙火を取り扱う場合には、第51条第14号、第17号及び第18号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。	消費場所																
一	煙火を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。	運搬	○	○		○						○	-	-	-	-	-	-
二	煙火の使用前検査	火薬類	○	○								×	-	-	-	-	-	-
三	使用に適さない煙火は、その旨を明記したうえで、煙火置場等に返送すること。	煙火置場	○	○				○	○	○		×	-	-	-	-	-	-
四	煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外での火薬類存置禁止	火薬類	○	○				○	○	○		×	-	-	-	-	-	-
五	煙火が爆発又は燃焼しているときは、打揚火薬の計量をしないこと。	火薬類	○	○		○				○		×	-	-	-	-	-	-
六	煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること。	消費場所	○	○			○			○		○	-	-	-	-	-	-
七	煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。	作業者	○	○						○		×	-	-	-	-	-	-
2項	煙火置場の設置基準	煙火置場	○	○				○	○	○		×	-	-	-	-	-	-
3項	前項の煙火置場は、次の各号の規定によらなければならない。	煙火置場	○	○														
一	煙火置場と打揚筒の設置場所等との距離	煙火置場	○	○								×	○	○	-	-	-	-
二	日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。	煙火置場	○	○		○				○		○	-	-	-	-	-	-
三	火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。	煙火置場	○	○				○				×	-	-	-	-	-	-
四	煙火置場の周囲における警戒札の設置	煙火置場	○	○				○		○		×	-	-	-	-	-	-
五	煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合の措置	火薬類	○	○		○	○					○	-	○	-	-	-	-
4項	煙火(手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同じ。)を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。	消費場所	○	-														
一	打揚煙火の打揚筒等の設置場所は、建物等に対し安全な距離をとること。	消費場所	○	-		○						○	-	-	-	-	-	-
二	天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合は、消費を中止すること。	消費場所	○	-		○						×	-	-	-	-	-	-
三	打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量制限	火薬類	○	-		○						×	-	-	-	-	-	-
四	打揚火薬等は、容器に収納し、取出しのつど完全に蓋をし、又はおおいをすること。	火薬類	○	-			○			○		×	-	-	-	-	-	-
五	打揚筒の方向と固定	打揚筒	○	-		○				○		×	-	-	-	-	-	-
六	打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。	打揚筒	○	-		○						×	-	-	-	-	-	-



項	消費場所においてする火薬類取扱いの技術基準項目	対象物	消費の種類		技術基準の目的						現行の性能規定化状況 ①	見直しの方向性					
			煙火 — 手筒煙火 — を除く	手筒煙火	火災			その他				性能規定化 ②	明確化		整理統合		
					火薬類の消費時等の被害抑制策	発火防止	延焼防止	盗難防止	火薬類等の管理	その他(関係者の危害予防等)			技術基準の趣旨の明確化 イ	規制対象の明確化 ロ			
七	消費の準備の終了した仕掛煙火がある場合の措置	消費場所	○	—	○	○					○	×	○	—	—	—	—
八	上空に打ち揚げ開かせる煙火の高度制限(20m以上の安全な高さ)	消費場所	○	—	○							×	—	—	—	—	—
九	煙火を打揚筒内に入れるときの措置	消費場所	○	—		○					○	×	—	—	—	—	—
十	点火時の立入り制限措置	消費場所	○	—	○							×	—	—	—	—	—
十一	次のイからロ以外で直径3cmを超える煙火を打ち揚げる場合の離隔距離(20m以上)	消費場所	○	—							○	×	—	—	—	—	—
イ	(24cm以下:離隔距離5m未満)飛散物を遮断する防護措置	消費場所	○	—							○	○	—	—	—	—	—
ロ	(24~30cm:離隔距離5m以上20m未満) (30cm~60cm未満:離隔距離10m以上20m未満)飛散物の威力を軽減する防護措置	消費場所	○	—							○	○	—	—	—	—	—
ハ	(24cm以下:離隔距離5m以上20m未満)飛散物に対する安全対策	消費場所	○	—							○	○	—	—	—	—	—
十二	直径3cmを超える煙火を打ち揚げる場合には、電気又は導火線により点火すること。	消費場所	○	—							○	×	—	—	—	—	—
十三	第11号イの場合には、他の打揚筒に対して2m以上の距離をとること。	打揚筒	○	—							○	×	—	—	—	—	—
十四	第11号ロの場合には、軽量飛散物となる打揚筒をできるだけ使用すること。	打揚筒	○	—							○	○	—	—	—	—	—
十五	点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の規定を守ること。	消費場所	○	—							○	×	—	—	—	—	—
イ	打揚筒内をのぞき込まずに直ちに打揚筒から離れること。	消費場所	○	—							○	×	—	—	—	—	—
ロ	十分な時間が経過した後に、水を入れる等の措置を講じ、煙火を取り出すこと。	消費場所	○	—		○					○	○	—	—	—	—	—
十六	不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の措置を講ずること。	火薬類	○	—		○					○	○	—	—	—	—	—
5項	電気点火を行う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。	消費場所	○	—							○						
一	点火には、点火玉又は電気導火線を用いること。	消費場所	○	—	○							×	—	—	—	—	—
二	点火玉又は電気導火線は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。	消費場所	○	—		○					○	×	○	○	—	—	—
三	落雷の危険時における措置	消費場所	○	—	○						○	○	—	—	—	—	—
四	漏れい電流により点火するおそれがある場合には、電気点火をしないこと。	消費場所	○	—		○					○	×	—	—	—	—	—
五	電気点火器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。	点火器	○	—					○		○	×	—	—	—	—	—
六	点火母線の仕様と使用前検査	点火母線	○	—							○	×	—	—	—	—	—
七	点火母線を敷設する場合の措置	点火母線	○	—		○					○	×	—	—	—	—	—
八	電気点火器と点火母線との接続後の危害予防の措置	点火器	○	—							○	○	—	—	—	—	—
九	点火に際しては、点火母線等の全抵抗を考慮した後、点火玉等に電流を通ずること。	消費場所	○	—							○	×	—	—	—	—	—
十	電気点火器の管理	点火器	○	—		○					○	○	—	—	—	—	—
十一	電流回路の点火前導通(抵抗)試験	電流回路	○	—	○						○	×	—	—	—	—	—

項	消費場所においてする火薬類取扱いの技術基準項目	対象物	消費の種類		技術基準の目的						現行の性能規定化状況 ①	見直しの方向性						
			煙火 — 手筒煙火を除く—	手筒煙火	火薬類の消費時等の被害抑制策	火災		その他				性能規定化 ②	明確化		整理統合			
						発火防止	延焼防止	盗難防止	火薬類等の管理	その他(関係者の危害予防等)			技術基準の趣旨の明確化 イ	規制対象の明確化 ロ				
6項	手筒煙火を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。	消費場所	—	○														
一	詰められた黒色火薬の重量に応じて、建物等に対して安全な距離をとること。	消費場所	—	○	○							○	—	—	—	—	—	—
二	天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、消費を中止すること。	消費場所	—	○	○							×	—	—	—	—	—	—
三	手筒煙火の消費中は、他の手筒煙火を消費している者に対して安全な距離をとること。	消費場所	—	○	○							○	—	—	—	—	—	—
四	火の粉が十分に噴き出している間の噴出口及び筒底の向き	消費場所	—	○								×	—	—	—	—	—	—
五	点火時の立入り制限措置	消費場所	—	○	○							○	—	—	—	—	—	—
六	手筒煙火に点火しても火の粉が噴き出さなときの措置	消費場所	—	○								×	—	—	—	—	—	—